

介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護

サポートハウス桃李の里 運営規程

第1条 大惣株式会社が運営するサポートハウス桃李の里（以下、「事業所」という）が実施する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護サービス」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援・要介護者について、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した生活ができるように援助することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 （1）住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより妥当適切に行う

（2）利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活をおくことができるよう配慮して行う。

（3）介護サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行う。

（4）護予防の十分な効果が高まるように、様々な工夫をして適切な働きかけを行う。

（5）介護計画に定める目標達成の度合いや、利用者及び家族の満足度について常に評価を行う。

（6）地域に開かれた事業運営を確保するため、利用者の家族や地域の関係者等を含めた意見交換・運営点検のため「運営推進会議」と設置する。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおり

- (1) 名称 サポートハウス桃李の里
- (2) 所在地 岡山県総社市真壁 158-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする

- (1) 管理者 1名（常勤・介護支援専門員）
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤・管理者兼務）
 - ・登録者の小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成を行う。
 - ・法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届け出の代行を行う
 - ・小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「介護計画」の作成を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
 - ・看護職員は、踏力者及び従業員の健康の管理業務を行う。
- (4) 介護職員 6名以上
 - ・介護職員は介護サービスの提供をする。なお、夜間及び深夜時間帯には、必ず必要な人員を配置する。

(営業日・営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- | | | |
|-------|------------|--------|
| 1、営業日 | 月曜日～日曜日まで | |
| 2、時間 | 24時間 | 訪問サービス |
| | 9：00～16：00 | 通いサービス |
| | 16：00～9：00 | 宿泊サービス |

(利用定員)

第7条 事業所に利用定員は29名とする。

「通いサービス」の1日あたりの定員は15名とする。

「訪問サービス」の1日あたりの定員は9名とする。

(事業実施区域)

第8条 事業実施区域を総社市地域とする。

(介護サービスの内容)

第9条 介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者的人格を十分配慮しながら、心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し必要な支援を行う。
- (2) 介護サービスの提供には、事業所の従業者が当たるものとする。利用者の負担によって介護の一部を付添者等に行わせることがないようにする。
- (3) 利用者が従業者と食事や掃除、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって、漁協な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように援助する。
- (4) 利用者の身体的、精神状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関への受診を量るなど緊急時の対応を行う。
- (5) 事業所は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度同意を得た上で代行しなければならない。
- (6) 介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 (1) 法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする

(2) 事業所は、前記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。

1、食事の提供に要する費用

1日（3食） 1500円

朝 300円 昼 600円 夜 600円

2、宿泊の要する費用

1泊 部屋代 2,200円（管理費・寝具代含む）

3、おむつ代 実費

4、理美容費 実費

5、各号に掲げるもののほか、介護サービスの提供において、提供される便益のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適當と認められるもの。

(3) 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

(地域との連携)

第11条 事業者は、介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員または当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、常に非常災害に備え危機管理とともに、非常災害に関する具体的な業務継続計画（以下、「BCP」という）を立て、これを従業者に徹底する。また、年2回以上定期的に非常災害想定訓練を実施する。

(秘密保持)

第13条 介護サービスの提供にあたり知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後第三者にもらしてはならない。

2 あらかじめ文書によって利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず一定の条件の下、細心の注意をしながら情報提供することはできる。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設け解決に向けた調査を実施するとともに、必要な改善措置を講ずるものとする。

(身体的拘束の廃止)

第15条 身体的拘束は、事業所内において身体的拘束防止委員会を設けて防止に努める。自傷、他傷の恐れのある場合は、事前に家族の了解を得た上で、やむを得ず一時的に身体的拘束をする場合がある。その場合、時間、状況の記録を行い、主治医への連絡、家族への説明を実施とともに定期的に身体的拘束の廃止について検討する。

(虐待防止に関する取り組み)

第16条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための取り組みの実施
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかにこれを市町村へ通報する。

(緊急時の対応)

第17条 事業所の従業者は、介護サービス提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、協力医療機関ならびに家族等に連絡する等の措置を講ずる。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第18条 利用者に対して介護サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等へ連絡するとともに、関係期間への報告や必要な損害賠償を行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条

- (1) 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
 - 1、採用時研修 採用後1ヶ月位内
 - 2、継続研修 年12回
- (2) 事業所の会計は、他の事業所の会計を区分して処理する。
- (3) 事業所は、従業者、事業所設備、会計等に関する諸記録を整備し保存する
- (4) この規定に定めるもののほかに運営に関する重要事項は大惣株式会社当事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。